

福島県庶務システム更新及び運用・保守業務委託
仕様書

令和7年4月

福島県総務部人事総室職員業務課

1 はじめに

(1) 名称

福島県庶務システム更新及び運用・保守業務委託（以下「本委託業務」という。）

(2) 本書の位置づけ

本仕様書に記載された要件は、原則として全て実現すべきものであるが、質問書による回答で福島県総務部職員業務課（以下「県」という。）がこれを了承した場合は、回答を仕様と読み替える。

別紙一覧

別紙1	機器構成一覧	7
別紙2	機器等の仕様	9
別紙3	データセンター（リモートサイト）の仕様	17
別紙4	機器等更新作業の仕様	19
別紙5	臨時囑託関連業務機能の仕様	22
別紙6	業務アプリケーション移行の仕様	32
別紙7	運用・保守の仕様	35
別紙8	セキュリティの仕様	39
別紙9	サービスレベルの仕様	41
別紙10	スケジュール(案)	44
別紙11	積算項目表	45
	(参考) システム概念図	

2 調達目的

(1) 調達の目的

本県で稼働中の福島県庶務システム（以下「現行システム」という。）サーバ等機器を更新し、稼働に必要な機器及びソフトウェアのセットアップ、現行システムの Windows Server2022 対応、現行システムの Microsoft Edge(クロミウム)対応、臨時嘱託関連機能に係るパッケージの導入及びデータ移行等を行う。

また、新システム稼働後 60 箇月間の機器及びソフトウェア保守並びに運用支援を含め、令和 9 年度から令和 14 年度までの委託業務として調達する。

(2) 調達の方法

ア 調達方法

機器調達、データの移行作業、新システム移行後の 60 箇月の運用・保守業務等を一括し、委託業務で調達を実施する。

イ 委託期間

契約締結日から令和 14 年 6 月 30 日までとする。

ウ 委託場所

福島県庁・データセンター（メインサイト（福島市内）・リモートサイト（福島県庁から半径 200km 圏外））・保守拠点（任意）とする。

(3) 調達の範囲

次のとおりとするが、本仕様書に記載のない具体的な業務内容については、県と受託事業者が協議の上、決定することとする。

ア 機器等更新

- (ア) 本仕様書及び「別紙 2 機器等の仕様」に記載のハードウェア・ソフトウェアの調達を実施すること。
- (イ) 上記で調達した機器等（データセンター（リモートサイト）設置分を除く）の据付調整（設置、LAN配線、電源引き込み等）及び設定作業（ソフトのインストール・各種環境設定等）を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施すること。
- (ウ) 設置場所については、データセンター（メインサイト及びリモートサイト）への設置を想定しているため、設置に関わる費用も本調達に含めること。なお、データセンター（メインサイト及びリモートサイト）設置後のデータセンター（メインサイト）使用費（電気料・賃料・管理費等）は、本調達に含まない。
- (エ) データセンター（リモートサイト）について「別紙 3 データセンター（リモートサイト）の仕様」のとおりとすること。
- (オ) 新機器等（データセンター（リモートサイト）設置分を除く）での稼働試験及び切替に関わる作業を令和 9 年 6 月 30 日までに実施すること。
- (カ) 遠隔バックアップで使用するデータセンター（リモートサイト）との回線開通、令和 9 年 6 月 30 日までに調達するネットワーク機器設置、導通確認については、令和 9 年 7 月 1 日の遠隔バックアップサービス開始前までに完了し、運用・保守に支障のないようにすること。

- (キ) 新・旧機器等での並行稼動に関わる作業を実施すること。
- (ク) 機器等更新に関わる一切の作業を含むこと。
- (ケ) 詳細な仕様は「別紙4 機器等更新作業の仕様」を熟読のうえ実施すること。

イ 臨時嘱託関係業務機能パッケージの導入

- (ア) 臨時嘱託関係業務機能について、パッケージに必要なカスタマイズを行い導入すること。
- (イ) 詳細な仕様は「別紙5 臨時嘱託関連業務機能の仕様」を熟読のうえ実施すること。

ウ 業務アプリケーション移行

- (ア) 現行システムからのデータ移行を実施すること。
- (イ) 現行システムの業務アプリケーション及びシステム環境については Windows Server2022 環境で稼働可能な状態にした上で移行すること。
- (ウ) 現行システムの各種機能について、利便性向上に向けた機能改善を行うこと。なお、改善内容の詳細については、県と十分に協議の上、決定した時点で覚書等により改善内容を明確にすることとする。
- (エ) 新機器等での稼動試験及び切替に関わる作業を実施すること。
- (オ) 新・旧機器等での並行稼動に関わる作業を実施すること。
- (カ) 業務アプリケーション移行に関わる一切の作業を含むこと。
- (キ) 詳細な仕様は「別紙6 業務アプリケーション移行の仕様」を熟読のうえ実施すること。

エ 運用・保守

運用・保守にあたる要員については、福島県庶務システムを熟知した者が引き続き担当し、令和9年7月から60箇月の運用・保守を実施すること。詳細については「別紙7 運用・保守等の仕様」を熟読のうえ実施すること。

※工事作業はないものとする。

オ ハードウェア・ソフトウェア保守※

機器等更新作業で導入した機器等（ハードウェア・ソフトウェア）については、令和9年7月から令和14年6月末日までの保守・ライセンス経費を含むこと。

※工事作業はないものとする。

(4) 積算要件

- ア 本仕様書等に定める一切の費用を含めた総額とする。
- イ システム稼動に必要な物品及び作業については、本仕様書の記載に関わらず提供すること。
- ウ 積算の詳細については、「別紙11 積算項目表」を参考とすること。

(5) 調達機器等の設置条件

- ア 調達機器等の設置場所、数量及び県で提供する電源容量は、「別紙1 機器構成一覧」のとおりとする。
- イ 機器等の設置に当たっては、県と協議の上、実施すること。落札者は、落札後1週間以内に、電気容量計算書及びラック搭載図を県に提出すること。

ウ 本調達の機器等は、稼働中の現行システムと並行稼働を実施するため、機器等の設置にあたり十分考慮すること。

エ 納入期限までに県が指定した設置場所に使用可能な状態で設置すること。

(6) 機器等の仕様、作業条件、運用・保守等

ア 機器等の仕様に関する条件

- (ア) 調達機器の構成及び仕様は「別紙2 機器等の仕様」のとおりとする。
- (イ) 本調達で導入する機器等は、記載している仕様を満たし福島県情報通信ネットワーク基盤上で問題なく動作する機能及び性能を有していること。なお、「別紙2 機器等の仕様」に記載されている各機器等の仕様は、特に表記する場合を除き、当該装置一台当たりの要求数を記載している。
- (ウ) 機器等の機種及びバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種及び最新のバージョンのものを導入すること。
- (エ) ソフトウェアについては、メディア（媒体）、ライセンスも含めることとし、ライセンス数については、ソフトウェア利用条件に抵触しないものとする。
- (オ) アプリケーションシステムの稼働及び継続した運用・保守を担保するため、仕様書「備考欄」に指定と記載しているものは、変更することができない。
- (カ) セキュリティに関する機能を提供する製品は、ISO/IEC15408 認証を取得していることが望ましい。
- (キ) 環境負荷、省エネに配慮した製品を導入すること。
- (ク) 調達時点において、本契約終了日までにサポートが終了しない機器等を選定すること。なお、調達後にサポートが終了した機器等の取扱いについては、県と受託事業者が協議の上、決定する。

イ 作業に関する条件

- (ア) 機器等更新作業については、県担当者の指示に従い無理のないスケジュールで実施すること。なお、スケジュールに関しては「別紙10 スケジュール（案）」を参考にすること。
- (イ) 現行システムについては、県及び現行システム受託事業者が運用しているため、機器等の切替時に、現行システム受託事業者の立会いを実施し、本稼働に万全を期すこと。また、運用・保守業務に移行する場合についても、現行システム受託事業者との引継ぎを実施すること。上記、現行システム受託事業者の立会い・引継ぎの費用及び現行システム受託事業者への作業依頼に関わる費用については、本調達に含めること。
- (ウ) 各作業に関わる責任者、担当者及び作業場所については、事前に書面で報告すること。
- (エ) 本仕様書に定める内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (オ) 業務アプリケーション運用において、現行システム受託事業者の支援が必要な場合の費用については、本調達に含めること。
- (カ) 本業務の範囲内で、現行システムの動作を保障すること。
- (キ) 作業期間中、県と受託事業者は進捗会議を毎月開催すること。開催日程・参

加者等については、別途協議の上、決定すること。

- (ク) 作業期間中に発生した機器等の障害については受託事業者が対応し、費用についても、本調達に含めること。

ウ 運用・保守

- (ア) 運用・保守については、委託期間終了日まで適切な保守作業及びサポートを実施すること。また、運用作業の中でシステムの機能改修を実施しているため、業務アプリケーションに精通した要員を配置すること。
- (イ) 一元的なサポート窓口を開設し、県へ明示すること。
- (ウ) 「別紙8 セキュリティの仕様」を熟読し、作業にあたること。
- (エ) 「別紙9 サービスレベルの仕様」に基づき、令和9年7月1日のシステム稼働前に、県とサービスレベル協定を締結すること。

エ その他

本契約終了後の機器撤去作業に関し、受託事業者は蓄積されたデータの消去、設置場所からの解体、取り外し、荷造り、廃棄物処理を実施すること。なお、データ消去については、消去方法を県と協議し決定するとともにデータ消去証明書を発行すること。かかる費用については、本調達に含めること。

※機器撤去作業に工事作業はないものとする。

(7) 納入に関する条件

ア 納入期限

機器等更新作業 令和9年6月30日

運用・保守作業 令和14年6月30日

- イ 契約締結日から機器等更新作業終了日までに、業務アプリケーションを移行し、県立会いのもと動作確認を行い引き渡すこと。

- ウ 機器等更新作業終了後、県による検査を実施することとする。なお、随時の確認・報告を妨げるものではない。

- エ 検査に要する経費、要員等の経費については、本調達に含むものとする。

- オ 検査に合格したときに納入が完了したものとする。

(8) その他

ア 情報の管理

本委託業務の遂行に当たっての情報管理について、次の点に留意すること。

- (ア) 受託事業者は、ISMS 認定及びプライバシーマーク認定を取得していること。
- (イ) 本業務に関わる者は、個人情報（特定個人情報を含む。）等の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- (ウ) 本業務に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後も同様とすること。

イ 施行管理に関する要件

- (ア) 県は、本委託業務の実施状況、機密情報の管理、保管状況等について、本委託業務を実施する場所等に立ち入り、定期又は随時にシステム監査を行うことができること。

(イ) 受託事業者は、システム監査の実施に必要な協力を無償で行うこと。

ウ 遵守すべき主な法令等

受託事業者は、本件について、本仕様書、関係する福島県の条例及び規則等を熟知し、県の指示に従い、誠実にこれを履行するものとする。

別紙 1 機器構成一覧

1 調達機器の設置場所及び数量

項	機器名称	データセンター (メインサイト)	データセンター (リモートサイト)	福島県庁 (職員業務課)	保守拠点 (任意)	計
1	仮想化Web・APサーバ	4				4
2	データベースサーバ	2				2
3	テストサーバ兼バックアップサーバ	1				1
4	業務ストレージ (増設筐体を含む)	1				1
5	運用管理サーバ	1				1
6	バックアップストレージ	1				1
7	ファイアウォール	2				2
8	負荷分散装置	2				2
9	レイヤー2スイッチ	6				6
10	VPNルーター	2	1		2	5
11	ラック関連機器	1				1
12	保守端末	2		3		5
13	バーコードリーダー			20		20

※ データセンター(リモートサイト)に設置するバックアップストレージはサービス提供と
するため、機器構成一覧には記載していない。

2 設置場所一覧

データセンター (メインサイト)	委託民間会社	福島市内(別途指示する)
データセンター (リモートサイト)	受託事業者準備	任意(福島県庁から半径200km圏外)
福島県庁 (職員業務課)	福島県	福島市杉妻町2-16
保守拠点	受託事業者準備	任意

3 機器の設置

各サーバ等について、システム稼動に必要なソフトウェア等をインストールするとともに、正常に稼動することを検証した上で設置すること。

また、各サーバの設置に当たっては、県の指示に基づき作業を実施すること。

4 電源の確保

設置機器については、設置場所であるデータセンター(メインサイト及びリモートサイト)が電源保障するため、無停電電源装置等の機器は不要とする。

データセンター(メインサイト)で利用可能な電源容量は、AC100V 20A 6回路とす

る。データセンター（リモートサイト）で利用する電源については、リモートサイト側で準備することとする。

データセンター（メインサイト）については、分電盤から設置するサーバまでの電源工事を実施すること。

別紙2 機器等の仕様

各機器の仕様は、次のとおりとし同等以上の性能を有すること。

(1) 仮想化Web・APサーバ 4式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	19インチラックマウント型 (1U) 以下とすること	
2	CPU	インテル®Xeon®プロセッサ Gold5515+ 以上を2個以上搭載すること	
3	メモリ	192GB以上搭載すること	
4	内蔵ハードディスク	300GB (2.5インチ SAS 10,000rpm) を4個搭載すること ホットスワップに対応すること	
5	RAID構成	上記ハードディスク4個でRAID5+Hotspareを構成すること キャッシュは8GByte搭載すること RAID構成はバッテリーを搭載すること	
6	ネットワークI/F	1000BASE-T (RJ45) のLANコネクタを8個以上搭載すること Fibre Channel を2個以上搭載すること RJ45のマネジメントコネクタを1個以上搭載すること	
7	光DISK	各サーバ共通として、外付けDVD-ROMを1個以上準備すること	
8	その他	電源はAC100Vとすること 冗長化すること Windows Server 2022 Datacenterの動作保障がされていること システム稼働に必要なケーブル等を含むこと	
ソフトウェア要件			
1	OS	ホストOS Windows Server 2022 Datacenter ゲストOS Windows Server 2022 Datacenter Windows Server 2022 CALは含まない 物理サーバを仮想化しゲストOS環境を25個構築すること インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
2	ミドルウェアソフト	WebOTX Application Server (Standard/Express) WebOTX Developer HolonEnterprise Visual Studio Professional インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
3	データベースソフト	Oracle Database 19c Enterprise Edition for MS Windows x64 インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
4	乗換案内ソフト	駅すばあとイントラネット版 (無制限) インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
5	地図ソフト	Mapfan (80ライセンス) を利用できること	指定
6	ジョブ制御ソフト	WebSAM JobCenter SV	

		ホスト OS 及びゲスト OS のライセンスを含むこと	
7	システム監視ソフト	WebSAM SystemManager Agent ホスト OS 及びゲスト OS のライセンスを含むこと	
8	ウィルス対策ソフト	県よりライセンスを提供する	指定

(2) データベースサーバ 2 式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	19 インチラックマウント型 (1U) 以下とすること	
2	CPU	インテル® Xeon® プロセッサ Gold5515+ 以上を 2 個以上搭載すること	
3	メモリ	32 GB 以上搭載すること	
4	内蔵ハードディスク	300GB (2.5 インチ SAS 10,000rpm) を 4 個搭載すること ホットスワップに対応すること	
5	RAID 構成	上記ハードディスク 4 個で RAID5+Hotspare を構成すること キャッシュは 8GByte 搭載すること RAID 構成はバッテリーを搭載すること	
6	ネットワーク I/F	1000BASE-T (RJ45) の LAN コネクタを 8 個以上搭載すること Fibre Channel を 2 個以上搭載すること RJ45 のマネジメントコネクタを 1 個以上搭載すること	
7	その他	電源は AC100V とすること 冗長化すること Microsoft Windows Server 2022 Standard の動作保障がされていること システム稼動に必要なケーブル等を含むこと	
ソフトウェア要件			
1	OS	Microsoft Windows Server 2022 Standard インストールメディア及び稼動に必要なライセンスを含むこと	指定
2	ミドルウェアソフト	WebOTX Object Broker Java (TM) 稼動に必要なライセンスを含むこと	指定
3	データベースソフト	Oracle Database 19c Enterprise Edition for MS Windows x64 稼動に必要なライセンスを含むこと	指定
4	冗長化ソフト	サーバ 2 台で冗長 (クラスタ) 構成とすること インストールメディア及びダウンタイムを最小減とするために必要なライセンスを含むこと	
5	ジョブ制御ソフト	WebSAM JobCenter SV のライセンスを含むこと	
6	システム監視ソフト	WebSAM SystemManager Agent のライセンスを含むこと	
7	ウィルス対策ソフト	県よりライセンスを提供する	指定

(3) テストサーバ兼バックアップサーバ 1 式

項	機能	仕様	備考
---	----	----	----

ハードウェア要件			
1	形状	19 インチラックマウント型 (1U) 以下とすること	
2	CPU	インテル® Xeon® プロセッサ Gold5515+ 以上 を 2 個以上搭載すること	
3	メモリ	32 GB 以上搭載すること	
4	内蔵ハードディスク	300GB (2.5 インチ SAS 10,000rpm) を 4 個搭載すること ホットスワップに対応すること	
5	RAID構成	上記ハードディスク 4 個で RAID5+Hotspare を構成すること キャッシュは 8GByte 搭載すること RAID 構成はバッテリーを搭載すること	
6	ネットワーク I/F	1000BASE-T (RJ45) の LAN コネクタを 8 個以上搭載すること Fibre Channel を 2 個以上搭載すること RJ45 の マネジメントコネクタを 1 個以上搭載すること	
7	その他	電源は AC100V とすること 冗長化すること Microsoft Windows Server 2022 Standard の動作保障がされていること システム稼動に必要なケーブル等を含むこと	
ソフトウェア要件			
1	OS	Microsoft Windows Server 2022 Standard インストールメディア及び稼動に必要なライセンスを含むこと	指定
2	ミドルウェアソフト	WebOTX Application Server Express 稼動に必要なライセンスを含むこと	指定
3	データベースソフト	Oracle Database 19c Enterprise Edition for MS Windows x64 稼動に必要なライセンスを含むこと	指定
4	バックアップソフト	データベース及びシステムのバックアップを自動で (6) バックアップストレージに保存できること インストールメディア及び稼動に必要なライセンスを含むこと	
5	ジョブ制御ソフト	WebSAM JobCenter SV のライセンスを含むこと	
6	システム監視ソフト	WebSAM SystemManager Agent のライセンスを含むこと	
7	ウイルス対策ソフト	県よりライセンスを提供する	指定

(4) 業務ストレージ 1 式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	19 インチラックマウント型 (2U) 以下とすること 増設筐体についても同様とすること	
2	内蔵キャッシュ	256GByte を搭載すること	
3	ホスト I/F	Fibre Channel (4 ポート) を 2 個搭載しコントローラを冗長化すること	
4	内蔵ハードディスク	< Pack 1 >	

		<p>1.92TB (2.5 インチ ReadIntensiveNVMeSSD) を 8 個搭載し、8 個で (RAID6) を構成し 1 個をスタンバイディスクとすること</p> <p>< Pack2 ></p> <p>1.92TB (2.5 インチ ReadIntensiveNVMeSSD) を 8 個搭載し、8 個で (RAID6) を構成し 1 個をスタンバイディスクとすること</p> <p>< Pack3 ></p> <p>10TB (3.5 インチ ニアライン SAS or SATA 7,200rpm) を 9 個搭載し、8 個で (RAID6) を構成し 1 個をスタンバイディスクとすること</p> <p>< Pack1 Pack2 共用 ></p> <p>1.92TB (2.5 インチ ReadIntensiveNVMeSSD) を 1 個搭載し、スタンバイディスクとすること</p>	
5	その他	<p>システム稼動に必要なケーブル等を含むこと</p> <p>鍵付きのフロントベゼルを添付すること</p> <p>電源は AC100V とすること</p>	
ソフトウェア要件			
1	各種管理ソフト	<p>iStorage Local Replication - V110</p> <p>インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと</p>	指定

(5) 運用管理サーバ 1 式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	19 インチラックマウント型 (4U) 以下とすること	
2	CPU	インテル®Xeon®プロセッサ Silver 4210 以上を 2 個セットとし、1 組以上搭載すること	
3	メモリ	16GB 以上 2 個セットとし、1 組以上搭載すること	
4	内蔵ハードディスク	900GB (2.5 インチ SAS 10,000rpm)、1,200GB (2.5 インチ SAS 10,000rpm) を、それぞれ 2 個セットとし、1 組以上搭載すること ホットスワップに対応すること	
5	RAID構成	専用ソフト制御で RAID1 を構成できること	
6	ネットワーク I/F	1000BASE-T (RJ45) の LAN コネクタを 2 個セットとし、2 組以上搭載すること RJ45 の マネジメントコネクタを 2 個セットとし、1 組以上搭載すること	
7	その他	<p>電源は AC100V とすること</p> <p>冗長化すること</p> <p>Microsoft Windows Server 2022 Standard の動作保障がされていること</p> <p>フォールトトレラント機能を有し冗長性を確保すること</p> <p>システム稼動に必要なケーブル等を含むこと</p>	
ソフトウェア要件			
1	OS	Microsoft Windows Server 2022 Standard とすること	指定

		インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと	
2	二重化制御ソフト	CPU・メモリ・DISK・ネットワークの二重化を制御すること インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
3	ジョブ管理ソフト	WebSAM JobCenter MG インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
4	各管理ソフト	WebSAM SystemManager MG WebSAM NetvisorPro その他、仮想化環境、ハードウェア環境、ネットワーク環境及びWindows サービス死活監視について、監視可能なソフトウェアを導入すること 障害発生時にメールで通報できるソフトウェアを導入すること インストールメディア及び稼働に必要なライセンスを含むこと	指定 指定
5	ウィルス対策ソフト	県よりライセンスを提供する	指定

(6) バックアップストレージ 1式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	19 インチラックマウント型 (2U) 以下とすること	
2	ホスト I/F	1000BASE-T (RJ45) のLANコネクタを6個以上搭載すること	
3	内蔵ハードディスク	最大3台のHDD 多重障害が発生した場合でもデータを保護し運用を継続できること 物理容量8TB以上 論理領域(圧縮時)104TB以上とする ホットスワップに対応すること	
4	ノード数	1個以上とする	
5	サポートプロトコル	NFS、CIFS、Symantec OpenStorageに対応できること	
6	その他	(3) テストサーバ兼バックアップサーバに導入するバックアップソフトの動作保証がされていること システム稼働に必要なケーブル等を含むこと 鍵付きのフロントベゼルを添付すること 電源はAC100Vとし冗長化すること	
ソフトウェア要件			
1	レプリケーション機能	iStorage HS レプリケーションソフトウェア	指定
2	改ざん防止機能	iStorage HS 改ざん防止ソフトウェア	指定
3	暗号化機能	iStorage HS 暗号化オプション	指定
4	OpenStorage 機能	iStorage HS OpenStorage	指定

(7) ファイアウォール 2式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	19 インチラックマウント型 (1U) 以下とすること	
2	性能	ファイアウォールスループット 10Gbps 以上 SSL-VPNスループット 1Gbps 以上	

3	ネットワーク I/F	1000BASE-T (RJ45) の LAN コネクタを 12 個以上搭載すること	
4	その他	2 台で冗長化を実現すること 電源は AC100V とすること	
ソフトウェア要件			
1	OS	専用 OS とすること	

(8) 負荷分散装置 2 式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	19 インチラックマウント型 (1U) 以下とすること	
2	スループット	10Gbps 以上とすること	
3	SSL アクセラレータ	ハードウェア処理にて RSA: 15,000CPS / ECDSA: 5,000CPS 以上とすること 第三者機関が発行した証明書及び自己作成の証明書の両方で SSL 化できること	
4	メモリ	8GB 以上搭載すること	
5	ネットワーク I/F	1000BASE-T (RJ45) の LAN コネクタを 6 個以上搭載すること	
6	その他	2 台で冗長化を実現すること 負荷分散 (ラウンドロビン、重み付けラウンドロビン、最小コネクション、重み付き最小コネクション、最速応答時間) に対応できること 電源は AC100V とすること	

(9) レイヤー 2 スイッチ 6 式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	19 インチラックマウント型 (1U) 以下とすること	
2	性能	スイッチング容量 56Gbps 以上 転送レート 41.6Mbps 以上	
3	LAN ポート	1000BASE-T を 24 ポート以上搭載すること	
4	その他	IEEE 802.1X 認証に対応すること RADIUS 認証、SSH に対応すること スパンニングツリーに対応すること 未使用ポートのシャットダウンができること 電源は AC100V とすること	

(10) VPN ルータ 5 式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに搭載すること	
2	LAN ポート	1000BASE-T (RJ45) を 5 個以上搭載すること	
3	その他	データセンターと各拠点間で IPsecVPN 接続ができること	

		ステートフル・インスペクション機能に対応すること 各ルーティング（スタティック・RIPv1v2・OSPFv2・BGP4・ポリシー） に対応できること NAT機能に対応できること 電源はAC100V とすること	
--	--	--	--

(11) ラック関連機器 1 式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラック（42U）を使用すること	
2	コンソール	17 インチ液晶ディスプレイ及びキーボード・マウスを各サーバが共用 できること 必要数をラックに搭載すること 接続に必要なケーブル類を含むこと	
3	その他	吹き上げ式空調設備を搭載すること	

(12) 保守端末 5 式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	ノート型とすること	
2	CPU	インテル社製第 13 世代以降の Core i3 相当以上、または AMD 社製第 6 世代以降の Ryzen3 相当以上のプロセッサを 1 個以上搭載すること	
3	メモリ	16GB 以上搭載すること	
4	内蔵ハードディスク	512GB（SSD）を 1 個搭載すること	
5	光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブを搭載すること	
6	キーボード	テンキー付キーボード（内蔵）	
7	ネットワーク I/F	有線 LAN：1000BASE-T（RJ45）の LAN コネクタを 1 個以 上搭載すること 無線 LAN：IEEE 802.11ac に対応していること	
8	表示機能	15.6 型、フルHD	
9	その他	Microsoft Windows11 Professional 64bit の動作保障がされてい ること システム稼動に必要なケーブル等を含むこと USBレーザーマウスを添付すること 再セットアップ媒体を添付すること	
ソフトウェア要件			
1	OS	Microsoft Windows11 Professional 64bit 出荷時復旧媒体及び稼動に必要なライセンスを含むこと	指定
2	オフィスソフト	Office Professional 2021 DA	指定
3	ウィルス対策ソフト	県よりライセンスを提供する	指定

(13) バーコードリーダー 20式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	読み取りサイズ	65mm	
2	対応バーコード	JAN/EAN-8/13、UPC-A/E、ITF(2of5 Interleaved)、NW-7(CODABAR)、STF(2of5 Standard)、CODE39、CODE93、CODE128/EAN128、新雑誌コード	
3	読み取りヘッド	赤色LED光源、CCDイメージセンサー ブザー音及びLED表示にて読み取り確認で知ること	
4	インターフェース	USB	
5	その他	ケーブル長 2.0m以上 Windows11の動作保障がされていること 端末(パソコン)のUSBより給電できること	

別紙3 データセンター（リモートサイト）の仕様

データセンター（リモートサイト）の仕様は、次のとおりとし同等以上の性能を有すること。

(1) 建物要件

項	項目	仕様	備考
1	運用条件	24時間365日であること	
2	同時被災対策	福島県庁から半径200km圏外であること	
3	回線要件	N T T東日本圏内であること	
4	場所	日本国内のデータセンターであること 水害ハザードマップ域外であること（令和元年基準） 認識されている活断層から10km以上離れていること（令和元年基準）	
5	耐震性	官庁施設の総合耐震計画基準I類に準拠していること 耐震度は6強以上であること 耐震構造であること サーバー室は床免震であること	
6	耐火性	超高感度煙探知器を具備し火災を検知すること 窒素ガス消化設備を具備すること	
7	電気設備	高圧電力の受電に対応していること 電源は本線予備線の冗長構成とし24時間無停止であること 自家発電機は冗長構成とし72時間無給油連続運転を保証していること 無停電電源装置は冗長構成とし10分間電源供給可能であること	
8	空調設備	高効率空調であること 冗長構成とし無停止運転可能であること	

(2) セキュリティ要件

項	項目	仕様	備考
1	施設装備	I Cカード認証とし入場許可を得た保守員のみ入場可能とすること 監視カメラによる共連れ防止設備を備えること セキュリティゾーン等の強硬入場防止設備を備えること 外周フェンスを備えること	
2	有人警備	24時間365日監視であること 入館管理を行うこと 持ち込み持ち出し品検査を行うこと 監視カメラによる挙動監視を行うこと	
3	安全性	遠隔バックアップ装置は福島県専用（シングルテナント）であること 外部との通信は遠隔バックアップ転送のみとしインターネット等のネットワークを遮断すること	

(3) サービス品質等

項	項目	仕様	備考
1	サービス提供時間	バックアップ・リストア共に 24 時間 365 日可能であること (ただし県が事前承諾した計画的なサービス停止 (年 6 回、各 3 時間以内)・緊急メンテナンスによるサービス停止の場合を除く) サービス提供機器に障害が発生した場合に 72 時間以内に復旧すること	
2	サービス監視	5 分毎に ICMP での死活監視を行うこと 日次で目視 (ランプ) による状態監視を行うこと	
3	その他	伝送データを暗号化し盗聴不可能とすること 複数のキャリア提供企業を介さずに VPN 回線を利用してメインサイトと安全に通信可能とすること バックアップ保存容量は、8TB (実効容量 5.2TB) を確保すること	

別紙 4 機器等更新作業の仕様

1 作業の内容

作業を行うに当たっては、県の指示に基づき作業を実施すること。

2 機器等設置作業

- (1) 機器等は、県が指定した場所に納入すること。設置に関しては、機器等の倒壊等がないよう、県が認める適切な設置環境を確保すること。
- (2) データセンター（メインサイト）の設置条件については、県より指示する。
- (3) 調達機器等の導入に当たっては、分電盤以降の作業（ブレーカーへの接続・電源ケーブルの敷設・機器用コンセントの設置・調達機器等への接続等）は受託事業者が実施すること。なお、分電盤から調達機器間の電源供給のために必要な費用は、本調達に含むものとする。
- (4) ケーブル配線については、十分な余長を持たせること。
- (5) 機器等の搬入・組み立て後の空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (6) 設置について不明な点が生じた場合は、県と協議するものとし、対応について県の指示を受けること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項であっても、機器等の機能上、具備すべき必要があると認められる場合は、受託事業者の責任において実施すること。
- (8) 他システムと調整する必要があるが生じた場合、受託事業者は協力して調整を図ること。

3 機器等設定作業

本調達案件は、機器等の供給のみならず、ソフトウェア及び業務アプリケーションの移行、臨時嘱託関連機能のパッケージ導入、Windows Server 2022 対応、Microsoft Edge（クロミウム）対応、設定等のシステムエンジニア作業が必要である。作業に当たっては、県の指示のもと迅速な対応を行うこと。

また、システムを運用するためのソフトウェア・ミドルウェア及び業務アプリケーションについて、問題なく動作することを確認するとともに、導入後に不具合があった場合は、問題なく動作するまで作業及び立会いを実施すること。

(1) 機器等設定作業内容及び確認事項

- ア サーバ機器等の BIOS 設定
- イ ハードディスクのパーティション分割
- ウ ストレージ機器・バックアップ装置・ネットワーク機器の設定等
- エ OS・ソフトウェア・ミドルウェア等のインストール、必要なパラメータの設定、パッチ適用、動作確認、総合試験の実施
- オ バックアップ環境・ジョブスケジューリング環境・監視環境の適用
- カ 各機器等におけるネットワーク接続、疎通の確認
- キ 蓄積されたデータのバックアップについては、オンライン業務、夜間バッチ処理等と並行運用が可能とすること。
- ク システム運用設計をおこない県の承認を得ること。
- ケ システムの稼働時間は、原則として午前 8 時から午後 8 時（閉庁日含む）まで

とするが、繁忙期における運用時間の延長等にも対応可能であること。

コ 統合的なジョブ制御を実現すること。

(ア) ジョブの実行順

(イ) 並列処理及び直列処理の制御

(ウ) 先行ジョブ結果による後続ジョブの実効制御

(エ) 統合的な運用を可能とするジョブの構築

サ システムの状態を監視し、ジョブの失敗や機器の異常等を検出した場合に電子メールで通報するシステム環境を実現すること。

シ 福島県庶務システムの業務ネットワークは、福島県情報通信ネットワーク基盤との接続部にファイアウォールを設置し、福島県情報通信ネットワーク基盤及び他システムのネットワークと論理的・物理的に分割すること。

ス システムの業務データ等については、定期的・自動的にバックアップを取得しサーバに障害等が発生した場合に、速やかにリストアすることでシステム運用を短時間で復帰できること。

セ システム稼動に必要なすべての初期設定作業及び付帯作業を実施すること。

ソ システム利用端末は県が導入している一人1台端末となる。当該端末は、福島県情報通信ネットワーク基盤の Active Directory に参加し、User 権限で利用しているため、十分注意すること。

タ その他

(ア) ライセンス登録等が必要なものについては、県の指示に従い登録申請を実施すること。

(イ) 並行稼動期間までに機器等設定作業を完了すること。

(ウ) 本環境には他社が開発したシステム（給与データ入出力システム）を載せて稼働させるため、当該システムで使用している以下ミドルウェアの動作を保証すること。

・WebSAM JobCenter

・WebSAM SystemManager

・NetBackup Standard Client

(2) 成果物

次の成果物を県の指示に従って提出すること。

ア 機器等設定書 1式（電子媒体1部）

イ バックアップ設計書 1式（電子媒体1部）

ウ システム運用設計書 1式（電子媒体1部）

エ 機器等添付のマニュアル 1式（電子媒体1部）

オ ラック搭載図 1式（電子媒体1部）

カ LAN配線図 1式（電子媒体1部）

キ 調達機器等の「シリアル番号」、「プロダクトID」、「ライセンスキー」等を一覧にまとめ、EXCELファイルで提出すること。

1式（電子媒体1部）

(3) 特記事項

ア 新旧機器切替日までの間に発生した機器等の障害については、県として引渡しを受けていないため、受託事業者側で対応すること。また、かかる経費についても本調達に含むものとする。

イ 並行稼働期間における消耗品（評価のための紙、トナー等）については、本調達に含めること。

別紙 5 臨時嘱託関連業務機能の仕様

1 作業の目的

本システムに導入する臨時嘱託関連業務機能パッケージについて、本調達で導入される機器等上で、正常に稼動するよう調整を実施する。

2 主な機能

本システムの臨時嘱託関連業務で用いられる主な機能を以下に示す。

受託事業者は、各機能別に掲げる目的及び主な機能要件を実現することとするが、各機能要件の詳細については、県と十分に協議の上、決定すること。

本機能の目的

報酬、保険料等の支払処理を行う対象職員（会計年度任用職員（パートタイム）及び嘱託員等（地公法3条Ⅲ③）のうち、源泉徴収税額表の甲欄又は乙欄適用者であり、設置要綱等において報酬等の支払日が規定されている職員（以下「会計年度任用職員（パートタイム）等」という。））について、集中処理機関において一元的に任用管理することを可能にし、これによって本県の条例、規則等に基づく適切な報酬支給処理等を行えることを可能にする。また、他の関連業務システム（財務会計システム等）に受け渡す連携データを作成し、当該システムにおける業務処理も適切に行えることを可能にする。

本処理の対象となる者は、報酬、保険料等の支払処理を行う会計年度任用職員（パートタイム）等に係る任用管理及び報酬等支給処理に対応可能であること。

また、以下に掲げる機能については、会計年度任用職員（パートタイム）等本人による発生源入力ではなく、特定の権限を与えられた職員（主管課担当者や各所属担当者、集中処理機関担当者等を想定）により行えるものとする。

なお、対象となる会計年度任用職員（パートタイム）等の人員数は以下のとおりである。

本処理の対象となる者は、報酬、保険料等の支払処理を行う会計年度任用職員（パートタイム）等に係る任用管理及び報酬等支給処理に対応可能であること。

また、以下に掲げる機能については、会計年度任用職員（パートタイム）等本人による発生源入力ではなく、特定の権限を与えられた職員（主管課担当者や各所属担当者、集中処理機関担当者等を想定）により行えるものとする。

なお、対象となる会計年度任用職員（パートタイム）等の人員数は以下のとおりである。

【表 1】対象となる会計年度任用職員（パートタイム）等の人員数

区分	人員数
会計年度任用職員（パートタイム）	約1,500人
その他（嘱託員等）	約100人

(1) 任用情報管理機能

【任用情報管理】

- ① 権限を有する職員により、会計年度任用職員（パートタイム）等に係る任用情報（氏名、住所、生年月日、性別、職員番号、会計年度・嘱託員区分、職種、任用の理由、任用履歴、任用期間、共済区分、報酬等支出科目等）を本システム上で管理（登録、変更、取消（削除））できること。また、新たに職員を登録する際の登録番号は、自動採番あるいは直接入力を選択が可能であること。
- ② 任用登録時に職種、単価、勤務時間（1日あたり、週あたり）、勤務日数（1月あたり）を担当者が任意に入力することができること。
- ③ 所属の権限を有する職員により任用伺いが登録され、各部局の予算主管課の担当が内容を確認し任用決定することが可能であること。また、任用決定後は辞令を出力することが可能であること。さらに、任用更新、中途退職、報酬改定の場合も任用時と同様の流れで手続き及び辞令の出力が可能であること。
- ④ 出力された辞令について、内容の編集が可能であること。
- ⑤ 権限を有する職員により、任意の条件等に基づき会計年度任用職員（パートタイム）等に係る情報の検索、閲覧が可能であるとともに、過去に任用されていた会計年度任用職員（パートタイム）等の情報（任用履歴等）についても、検索、閲覧が可能であること。また、検索結果等を県が要求する形式（CSV形式等）でデータ出力することができること。
- ⑥ 任用期間満了後に引き続き任用する場合は、期間更新処理が可能であること。
- ⑦ 共済組合の資格取得・変更・喪失の申請に一般職員の共済組合関係申請機能を利用するため、任用決定された職員の情報職員基盤に連携し登録できること。
- ⑧ 所属において退職予定者リストを出力可能であること。

【届出情報管理】

- ① 権限を有する職員により、採用後に会計年度任用職員（パートタイム）等から提出された届出情報（通勤手当、扶養控除（異動）申告情報、個人番号、報酬等振込口座情報等）を本システム上で管理（登録、変更、取消（削除））できること。
- ② 権限を有する職員により、任意の条件等に基づき会計年度任用職員（パートタイム）等に係る情報の検索、閲覧が可能であるとともに、過去に任用されていた会計年度任用職員（パートタイム）等の情報（任用履歴等）についても、検索、閲覧が可能であること。また、検索結果等を県が要求する形式（CSV形式等）でデータ出力することができること。

【報酬等計算マスターデータ管理】

- ① 権限を有する職員により、会計年度任用職員（パートタイム）等について、各人の報酬等支給額算定及び控除金額算定等に必要となるマスターデータ※(報酬等単価、期末手当基礎額、勤勉手当基礎額、期末手当期別支給割合、期末手当在職期間割合、勤勉手当勤務成績支給割合、勤勉手当勤務期間支給割合、標準報酬月額、標準賞与額、共済組合情報、社会保険情報、介護保険情報、雇用保険情報、労災保険情報、時間外割増賃金額、休日勤務割増賃金額、深夜勤務割増賃金額、特殊勤務割増賃金額、通勤手当加算賃金額、適用税表、通勤手当に係る課税対象額(非課税限度額)等)を、本システム上で管理(登録、変更、取消(削除))できること。

※ 以下「報酬等計算マスターデータ」という。

- ② 各会計年度任用職員（パートタイム）等の任用条件により、支給単位別(日額、時間、月額等)に対応が可能であること。
例) 勤務時間に基づいて報酬額を算定する非常勤特別職に係る報酬額計算も可能である等。
- ③ 共済組合加入時の組合費2ヵ月徴収について、設定等により対応可能であること。
- ④ 職員の給与改定時など、報酬等計算マスターデータで保有する報酬等単価の一律変更が容易にできること。
- ⑤ 支給停止する手当等があった場合、設定により対応が可能であること。

(2) 勤怠管理機能

【出勤簿管理】

- ① 任用情報登録等処理によって、会計年度任用職員（パートタイム）等に係る電子的な出勤簿を自動作成できること。
- ② 勤務パターン(勤務割)を各人別に作成可能であること。
- ③ 休日区分(週休日、休日等)を職員毎に管理できること。
- ④ 権限を有する職員により、職員毎及び職員区分毎に休暇等の取得可能種別、取得可能日数、取得可能単位等を設定できること。
- ⑤ 権限を有する職員が、職員、所属、年月日、期間別等に出勤状況や休暇等取得状況を一覧で閲覧(確認)することが可能であること。
- ⑥ 年次有給休暇等について、半日単位、時間単位での取得があった場合は、集計時に日数換算が可能であること。
- ⑦ 勤怠状況調査等に対応(任意期間設定により職員、職種、所属等毎の各種休暇別の取得者数、日数の集計等)したデータ出力が可能であること。

【勤務実績等管理・報告処理】

- ① 勤務実績の管理方法は、一般職員と同様の「みなし出勤」方式(欠勤、休暇等の実績から出勤状況を管理する。)とし、その入力に当たっては、カレンダー上に欠勤日(時

間)や休暇取得日(時間)、時間外勤務実績等を入力する方法や、所定の様式(CSV等)で取り込みする方法といった、入力者にとって分かりやすい入力方法とすること。

- ② 各所属等の権限を有する職員において、自所属の会計年度任用職員(パートタイム)等に係る勤務実績*の報告(登録)、変更、取消(削除)ができること。

※ 欠勤日、年次有給休暇、割増賃金対象勤務時間数(時間外勤務、休日勤務、深夜勤務等)、特殊勤務業務従事日(回)数等が想定される。

- ③ 上記において、年次有給休暇等については、入力画面から1日、半日(午前、午後)、時間での入力(取得、変更、取消(削除))ができること。また、職員毎の残日数及び繰越可能日数の自動管理が可能であること。なお、当該残日数を超える休暇登録が行われた場合は、エラーメッセージが表示されること。
- ④ 勤務実績報告によって、出勤簿に欠勤や出張、時間外勤務、休暇等の実績が自動反映されるとともに、権限を有する職員により、会計年度任用職員(パートタイム)等に係る出勤簿の閲覧や印刷(出力)が職員毎に可能であること。なお、この場合において、年次有給休暇や時間外勤務等、時間単位等での取得が可能なものについては時間単位等での実績表示も可能であること。
- ⑤ 勤務実績等の遡及修正が可能であり、修正に伴う追給・返納にも対応できること。
※ 過年度の勤務実績についても遡及修正することで、自動的に報酬額が修正され、追給返納額を算出することが可能であること。

(3) 報酬等算定・支出機能

ア 報酬等の算定・支出処理

【報酬等計算処理】

- ① 各人の勤務実績及び報酬等計算マスターデータ等から対象期間における報酬等支給額及び控除金額等の自動計算処理ができること。
- ② 上記の計算結果に基づき、各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等に勤務状況確認書、報酬等支払額計算書(内訳書)が作成(帳票出力)されるとともに、財務会計システムへの連携データ(報酬等支出データ)を作成できること。
- ③ 報酬等自動計算処理において、会計年度任用職員(パートタイム)の時間単位での欠勤についても、減額する報酬額を自動計算できること。ただし、報酬額が1日あたりで支払われる嘱託員等の場合は、時間単位での欠勤があった場合にも(減額せずに)報酬日額が支給できること。
- ④ 「調整額」等の入力欄を設けることにより、特殊事例時の報酬計算処理や追給・戻入が生じた場合でも調整が可能であること。また、年末調整処理への反映(職員別賃金計算書(賃金台帳)、年末調整関係資料等への自動反映等)も可能であること。
- ⑤ 勤務実績の遡及修正が発生した場合は、自動で追給・返納額を計算し追給・返納処理ができること。

- ⑥ 権限を有する職員(所属長及び集中処理機関職員等)により、各人別の報酬等支給明細書を印刷(出力)できること。また、複数人分を一括出力することも可能であること。
- ⑦ 報酬等支給額及び共済組合費、社会保険料、雇用保険料、所得税等に係る各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等の金額一覧が印刷(出力)できること。また、県が要求する形式(CSV形式等)でデータ出力することができること。
- ⑧ 各人毎の報酬等支給情報が、電子的な賃金台帳に反映され、当該給与簿の帳票出力も可能であること。また、報酬等の支払実績データが管理できること。

イ 割増賃金の算定・支出処理

【割増賃金等計算処理】

- ① 勤務実績報告及び報酬等計算マスターデータ等から、割増賃金対象勤務時間数(時間外勤務、休日勤務、深夜勤務等)、特殊勤務業務従事日(回)数を算出し、加算賃金額等を自動計算できること。

【附加額等計算処理】

- ① 特殊勤務手当支給については、時間外勤務、休日勤務、深夜勤務時等における附加額等の算定、支出処理が可能であること。

ウ 通勤手当加算賃金の算定・支出処理

【通勤手当加算賃金等計算処理】

- ① 勤務実績報告及び報酬等計算マスターデータ等から、通勤手当加算賃金額(嘱託員等の場合は付加報酬額)が自動計算できること。
- ② 通勤手当加算賃金等について、課税対象額(非課税限度額)の設定ができるとともに、支給報酬等の計算時に自動反映できること。
- ③ 月の中で通勤経路等の変更があった場合、変更事由発生日から変更後の通勤手当加算賃金額(付加報酬額)が自動計算できること。
- ④ 自動車等交通用具利用者の通勤手当額が改定された場合、改定後の手当額を自動計算し反映できること。

エ 報酬等の差額算定・支出処理

【報酬等差額計算処理】

- ① 報酬等の額が改定され遡って適用された場合に、改定後の額が適用される支給済み報酬等について、各人の賃金台帳及び報酬等計算マスターデータ等から報酬等の差額支給額及び控除金額等の自動計算処理ができること。
- ② 上記の計算結果に基づき、各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等に勤務

状況確認書、報酬等支払額計算書(内訳書)が作成(帳票出力)されるとともに、財務会計システムへの連携データ(報酬等支出データ)を作成できること。

- ③ 年末調整処理への反映(職員別賃金計算書(賃金台帳)、年末調整関係資料等への自動反映等)も可能であること。
- ④ 権限を有する職員(所属長及び集中処理機関職員等)により、各人別の報酬等支給明細書を印刷(出力)できること。また、複数人分を一括出力することも可能であること。
- ⑤ 報酬等支給額及び共済組合費、社会保険料、雇用保険料、所得税等に係る各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等の金額一覧が印刷(出力)できること。また、県が要求する形式(CSV形式等)でデータ出力することができること。
- ⑥ 各人毎の報酬等支給情報が、電子的な賃金台帳に反映され、当該給与簿の帳票出力も可能であること。また、報酬等の支払実績データが管理できること。

(4) 期末・勤勉手当算定・支出機能

ア 期末・勤勉手当等の算定・支出処理

【期末・勤勉手当等計算処理】

- ① 各人の勤務実績、成績率及び報酬等計算マスターデータ等から対象期間における期末・勤勉手当の支給額及び控除金額等の自動計算処理ができること。
- ② 上記の計算結果に基づき、各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等に勤務状況確認書、支払額計算書(内訳書)が作成(帳票出力)されるとともに、財務会計システムへの連携データ(報酬等支出データ)を作成できること。
- ③ 期末・勤勉手当の支給計算時において、支出科目の変更が可能であること。
- ④ 権限を有する職員(所属長及び集中処理機関職員等)により、各人別の支給明細書を印刷(出力)できること。また、複数人分を一括出力することも可能であること。
- ⑤ 期末・勤勉手当等支給額及び共済組合費、社会保険料、雇用保険料、所得税等に係る各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等の金額一覧が印刷(出力)できること。また、県が要求する形式(CSV形式等)でデータ出力することができること。
- ⑥ 各人毎の報酬等支給情報が、電子的な賃金台帳に反映され、当該給与簿の帳票出力も可能であること。また、報酬等の支払実績データが管理できること。

イ 期末・勤勉手当等の差額算定・支出処理

【期末・勤勉手当等差額計算処理】

- ① 報酬等の額が改定され遡って適用された場合に、改定後の額が適用される支給済みの期末・勤勉手当等について、各人の賃金台帳及び報酬等計算マスターデータ等から期末・勤勉手当の差額支給額及び控除金額等の自動計算処理ができること。

- ② 上記の計算結果に基づき、各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等に勤務状況確認書、支払額計算書(内訳書)が作成(帳票出力)されるとともに、財務会計システムへの連携データ(報酬等支出データ)を作成できること。
- ③ 年末調整処理への反映(職員別賃金計算書(賃金台帳)、年末調整関係資料等への自動反映等)も可能であること。
- ④ 権限を有する職員(所属長及び集中処理機関職員等)により、各人別の報酬等支給明細書を印刷(出力)できること。また、複数人分を一括出力することも可能であること。
- ⑤ 期末・勤勉手当支給額及び共済組合費、社会保険料、雇用保険料、所得税等に係る各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等の金額一覧が印刷(出力)できること。また、県が要求する形式(CSV形式等)でデータ出力することができること。
- ⑥ 各人毎の期末・勤勉手当支給情報が、電子的な賃金台帳に反映され、当該給与簿の帳票出力も可能であること。また、報酬等の支払実績データが管理できること。

(5) 年末調整機能

【年末調整処理】

- ① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書等が提出された会計年度任用職員(パートタイム)等(年末調整対象者)について、集中処理機関職員等により、各人の年末調整計算に必要な情報^{※1}をデータ化(CSV形式等)して一括取り込みが可能であり、また、個別に入力(登録、変更、取消(削除))することも可能であること。また、当該情報から年末調整計算処理がなされ、当該計算結果から年末調整計算書^{※2}及び財務会計システムへの連携データ(報酬等支出データ)を作成できること。また、この際に複数所属で任用実績のある職員については名寄せが自動的に行われ、1件にまとめて処理できること(会計年度任用職員(パートタイム)等の任用履歴(期間内における異なる部局での任用実績等)を管理し、県における全ての任用実績について年末調整できること。)

※1 扶養控除、保険料控除、配偶者特別控除、前職収入等

※2 支払総額、給与所得控除後の金額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、基礎・配偶者控除額等の合計、課税給与所得金額、源泉徴収税額、年税額、還付税額、徴収税額等の記載を想定

- ② 庶務システム外で行った報酬等の支給について、その支給額や控除額を庶務システムに反映し年末調整処理を行うことができること。

【源泉徴収票作成等】

- ① 各人毎の給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書を印刷(出力)できること。なお、印刷(出力)に当たっては、源泉徴収票、給与支払報告書をそれぞれ A4 用紙 1 枚

に2部記載し、印刷(出力)できること(印刷(出力)用紙は、A4用紙をミシン目で2分割できる形式のものを使うことを想定しているのもので、これに対応できること。)

- ② 源泉徴収票及び給与支払報告書は、年末調整時に限らず、随時の発行(帳票出力)ができること。
- ③ 給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書に係る様式は、税務帳票(法定調書)であることから、定められた体裁、要件を備えた形で帳票出力することができるよう、特に留意すること。

(6) 各種保険料等関係機能

ア 共済組合関係処理

【資格取得等手続処理】

- ① 会計年度任用職員(パートタイム)等の共済組合関係事務については、「共済(短期)組合員資格取得届」及び「被保険者報酬月額算定基礎届」が容易に作成できるとともに、当該情報をデータ出力することができ、共済短期給付システムに連携することができること。
- ② 育児休業等の情報を参照し、保険料掛金の免除を自動で判定し反映できること。
- ③ 基本情報で保有する会計年度任用職員(パートタイム)等の年齢(生年月日)により、介護保険の免除が自動判定できること。

【共済組合費計算処理】

- ① 報酬等計算マスターデータで保有する「標準報酬月額」より、共済組合費支払額及び控除額(本人負担分)を自動計算できること。
- ② 報酬等計算マスターデータとして保有する「共済介護」の該当状況が共済組合費の計算に反映できること。
- ③ 各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等に共済組合費支出計算書(内訳書)を作成(帳票出力)できること。また、同時に県負担分に係る共済組合費支出計算書(内訳書)も作成できること。
- ④ 報酬等及び期末・勤勉手当支給手続において、共済負担金についても財務連携が可能であること。

イ 社会保険関係処理

【資格取得等手続処理】

- ① 会計年度任用職員(パートタイム)等の社会保険事務については、「厚生年金被保険者資格取得届」、「報酬月額算定基礎届」、「資格喪失届」、「資格喪失証明書」、「報酬月額変更届」(随時改定)及び「賞与支払届」(差額支給時の修正届を含む)が容易に作成できるとともに、当該情報をデータ出力することができ、社会保険庁

が提供している届出作成システムに連携することができること。

- ② 上記において、社会保険庁への連携データを作成する際には、社会保険庁が提供する「磁気媒体届書作成仕様書」に基づいて作成できること。なお、当該仕様の改正等に伴う修正・変更作業が発生した場合は、保守で対応すること。
- ③ 「資格取得届」の報酬月額には給料と通勤手当を合算した金額を反映できること。
- ④ 「算定基礎届」及び「報酬月額変更届」の月額報酬算定において、支払基礎日数が17日未満の月のチェックを行い、適切な算定処理が可能であること。
- ⑤ 会計年度任用職員（パートタイム）等の生年月日をもとに、社会保険の加入対象・範囲（40歳、65歳、70歳、75歳）を自動判別することが可能であること。
- ⑥ 育児休業等の情報を参照し、保険料掛金の免除を自動で判定し反映できること。

【社会保険料計算処理】

- ① 報酬等計算マスターデータで保有する「標準報酬月額」より、社会保険料支払額及び控除額（本人負担分）を自動計算できること。
- ② 報酬等計算マスターデータとして保有する「介護保険」の該当状況が社会保険料の計算に反映できること。
- ③ 各部局別、所属別、職員別、支払予算科目別等に社会保険料支出計算書（内訳書）を作成（帳票出力）できること。また、同時に県負担分に係る社会保険料支出計算書（内訳書）も作成できること。

ウ 雇用保険関係処理

【雇用保険料計算処理】

- ① 報酬等計算マスターデータで保有する雇用保険情報から雇用保険料控除額（本人負担分）を自動計算できること。
- ② 各部局別、所属別、職員別、支払予算科目等別に雇用保険料支出計算書（内訳書）を作成（帳票出力）できること。

【雇用保険被保険者離職票作成】

- ① 退職する職員に係る雇用保険被保険者離職票（離職証明書）の作成が可能であること。

エ その他

共済組合掛金率・負担金率表、社会保険料額表、適用税額表、雇用保険料負担率等の改正等に伴う本機能のメンテナンスは基本的に受託事業者が県の指示に基づいて行うこととするが、同様の作業を集中処理機関職員等においても実行可能とするた

め、メンテナンス方法等が容易な方式とすること。

(7) 住民税関係機能

【住民税管理機能】

- ① 各人毎の住民税情報の入力（取込）及び管理ができること。
- ② 普通徴収、特別徴収の切り替えが可能であること。
- ③ 特別徴収の場合、報酬等計算処理時に控除が行われること。
- ④ 特別徴収対象者について、各部局別、所属別、職員別、支払予算科目等別に住民税支出計算書(内訳書)を作成(帳票出力)できること。
- ⑤ 各人毎の住民税特別徴収の実績が、電子的な賃金台帳に反映され、当該給与簿の帳票出力も可能であること。また、住民税の特別徴収実績データが管理できること。

別紙 6 業務アプリケーション移行の仕様

1 作業の目的

現行システムの業務アプリケーションが、本調達で導入される機器等上で、正常に稼動するよう移行・調整を実施する。

2 業務アプリケーション移行

(1) 移行方針

現行システムは、次の環境で稼働しており、本調達で新環境へ移行するものとする。サーバOS・DB等のバージョンが変更となるため、十分な評価を実施し移行すること。問題が発生した場合はプログラム修正等の対応を実施した上で移行させること。

	現環境	新環境
サーバOS	WindowsServer2016 x64	WindowsServer2022 x64
DB (庶務)	Oracle 12c Enterprise	Oracle 19c Enterprise
DB (臨時嘱託)	Oracle 12c Enterprise	MS-MS-SQLServer 2022
端末OS	Windows11 Pro x64	Windows11 Pro x64
ブラウザ	Microsoft Edge (IE モード)	Microsoft Edge (クロミウムモード)
オフィスソフト	MS-Office2016 x64	MS-Office2021Pro x64

(2) 業務アプリケーション移行

ア 事前評価

調達機器等、業務プログラム、環境設定ファイル等に起因した不具合が想定されるため、本番環境移行に先立って、評価を実施し対処方法の検討を行うこと。また、本番環境移行前に必要な対処を実施した上で、業務プログラム移行を行い、動作確認を実施すること。

イ 機能評価

本番環境移行後、県立会いのもと、次の観点で業務プログラムを選定し機能確認を実施する。

- (ア) 各サブシステムを網羅していること
- (イ) 日次・月次・年次処理
- (ウ) 業務運用に重大な支障を与えるもの
- (エ) 処理時間の確認が必要なもの
- (オ) 帳票出力するもの
- (カ) 外部連携するもの
- (キ) 特異な機能を有するもの

ウ 総合テスト

各システムにおいて、現行システムと新システムとの比較を実施し、同様の動

作及び結果が得られることを確認すること。

(3) データ移行

各システムにおいて、本番切替までに現行システムから稼働に必要なデータを新システムへ全て移行するとともに、整合性を検証すること。想定している移行データは次のとおりとする。下記以外であっても、システム稼働に必要なデータについては、全て移行すること。なお、対象データの詳細については、県と協議の上、決定すること。

移行時に不具合が発生した場合は、業務アプリケーションに影響が出ないようにプログラム修正等の適切な措置を実施すること。また、事前にリハーサルを実施し、問題点を整理した上で、最終データ移行を実施すること。

移行データ（一例）		
職員情報・異動情報関連	所属情報関連	超過勤務命令関連
各種休暇申請関連	週休振替命令関連	出勤簿関連
共済関連	諸届出・認定簿関連	年末調整関連
旅行命令関連	臨時・嘱託関連	他システム連携関連

(4) 並行稼働

現行システムと新システムで同一データを使用し運用を検証すること。

(5) 利用端末環境について

システム利用端末（県が導入している一人1台端末）により、業務システムが問題なく動作することを確認すること。

印刷は県が別途指定する評価対象プリンタにより、現在使用している帳票類が当該プリンタ自体の特段の設定を行わずに使用できることを確認すること。

(6) システム切替及び不具合の対応

システム切替時には、必要な作業要員を立ち合わせるとともに、不具合が発生した場合、速やかに対応できる体制を構築すること。

3 成果物

次の成果物を県の指示に従って提出すること。

- | | | |
|---------------|------------|-----------|
| (1) プロジェクト計画書 | 1式（電子媒体1部） | ・・・業務AP移行 |
| (2) 機能評価報告書 | 1式（電子媒体1部） | ・・・業務AP移行 |
| (3) 総合テスト報告書 | 1式（電子媒体1部） | ・・・業務AP移行 |
| (4) システム移行計画書 | 1式（電子媒体1部） | ・・・業務AP移行 |
| (5) システム移行報告書 | 1式（電子媒体1部） | ・・・業務AP移行 |
| (6) 打ち合わせ議事録 | 1式（電子媒体1部） | ・・・業務AP移行 |
| (7) ソースプログラム | 1式（電子媒体1部） | ・・・業務AP移行 |

- (8) 実行プログラム 1式（電子媒体1部）・・・業務AP移行
- (9) 要件確認書（臨嘱） 1式（電子媒体1部）・・・臨時嘱託
- (10) 概要設計書（臨嘱） 1式（電子媒体1部）・・・臨時嘱託
- (11) 詳細設計書（臨嘱） 1式（電子媒体1部）・・・臨時嘱託
- (12) 結合テスト報告書（臨嘱） 1式（電子媒体1部）・・・臨時嘱託

4 作業場所

作業場所については、基本的に受託事業者側で準備することとするが、福島県庁舎及びデータセンター（メインサイト）でなければ困難な作業がある場合、受託事業者は事前に県に申し出ること。

別紙 7 運用・保守の仕様

1 運用・保守の概要

移行後のシステムが常に安定稼動するよう「別紙 2 機器等の仕様」記載の機器等（ハードウェア・ソフトウェア・ミドルウェア）の全てについて保守を実施すること。

県が必要と認めた場合に、次の技術支援を行うこと。

ソフトウェア、ファームウェア、ドライバ、パッチ等の改良版の情報提供及び適用を行うこと。セキュリティホール等が発見された場合は、県に確認の上評価を実施し、速やかにプログラムを適用すること。

基本的な対応時間、内容については次のとおりとするが、システム運用上、重大な障害等が発生した場合は、柔軟な対応によりシステム復旧に当たること。

(1) ハードウェア保守（オンサイト）

受付時間 24 時間 365 日

対応時間 24 時間 365 日

(2) ソフトウェア・ミドルウェア保守

受付時間 開庁日 8:30 から 17:15 まで

対応時間 開庁日 8:30 から 17:15 まで

(3) 運用支援

受付時間 開庁日 8:30 から 17:15 まで

対応時間 開庁日 8:30 から 17:15 まで

(4) 保守体制

ア 機器等更新作業に従事した要員が運用支援を行うこと。

イ 問い合わせ窓口を一元化し、窓口担当者を書面で通知すること。

ウ ハードウェア保守拠点には、必要な保守部品が保有されており、常時保守要員が待機することで、迅速な対応を可能とすること。ソフトウェア、ミドルウェア等については、製造元と保守契約を締結すること。

エ 障害発生時に、県連絡より概ね 1 時間以内に設置場所に到着できること。

オ 障害発生時に、県が必要と判断した場合、時間外であっても対応を実施すること。

2 運用・保守の要件

(1) 運用・保守の基本方針

ア 制度改正、組織改編等に伴いシステムの機能改修が必要となった場合は、県と受託事業者が協議の上、対応を決定するものとする。

イ 機能改修や機能強化については、年度毎の工数範囲内で柔軟に対応すること。

ウ セキュアな環境を構築した上で、VPN回線を利用したデータセンター（リモートサイト）（福島県庁から半径 200km 圏外）への日次遠隔バックアップ及びリモート保守を実施すること。なお、回線使用料等については、受託事業者の負担とする。

エ 運用・保守要員は、福島県庶務システムと同等以上の機能を有するシステムを運用した経験者を配置すること。また、システム運用等にあたる責任者、技術者等の人数及び配置、勤務体制等については、県と協議の上、決定する。

オ 受託事業者は、運用・保守に関する事項について定期的又は必要がある都度会議を開催し、保守状況の報告及び必要事項の協議を行うこととする。なお、会議の資料及び議事録は、受託事業者が作成し、議事録については、県の承認を得ること。

(2) 運用・保守計画

計画の遂行において、必要な運用・保守体制及び内部監査方法について県へ提出すること。

(3) システム運用

ア 作業計画書の作成

あらかじめ年間及び月間のシステム作業計画書を作成し、計画的にシステム運用に当たること。

イ システム運用

(ア) システム運用にあたり、受託事業者はデータセンター（リモートサイト）（福島県庁から半径 200km 圏外）及び保守拠点を県に明示したうえで、データセンター（メインサイト）に設置されたサーバ群と通信可能な回線を用意し、運用・保守に当たること。なお、回線のセキュリティについては、県と協議した上で必要な対策を実施すること。

(イ) 稼働状況を SNMP（5 分毎）、ICMP（10 分毎）等により監視するとともに、性能、リソース等を管理すること。

(ロ) 県の要請に基づき、システムログの確認等、必要なセキュリティ管理を行うこと。

(ハ) 県からの問い合わせや、障害等について問合せ票で対応すること。ただし、緊急時は電話での問い合わせにも対応すること。

(ニ) システム改修プログラムなどのリリース作業等の支援を実施すること。

ウ システム環境維持

(ア) OS のセキュリティパッチは、県と協議して動作を確認した上で導入すること。

(イ) システム構成等の変更が生じた場合、システムのバックアップを取得すること。

(ロ) 業務データ、設定ファイル及びログのバックアップは定期的（日次処理終了時、プログラム変更時等）に行うとともに、システム構成に変更が生じた場合はその都度、システムのバックアップを行うこと。

(ハ) パスワードについては定期的に変更を行う等、安全な運用を行うこと。

(ニ) 業務量の変化、運用時間及びソフト・ハードウェアメーカーによるサポート体制の変化に応じ、処理性能の維持、システム信頼性・可用性の維持、改善としてシステムのチューニング（システムのリビジョンアップ及びその調整も含む）等の作業を行うこと。

(カ) システムの不具合を発見した場合は、県に不具合の内容及び修復方法、再発防止策等を報告し確認を得た上で、必要な修正処置を講じること。

エ 故障・障害等対応

(ア) システム及びネットワーク回線（福島県情報通信ネットワーク基盤を除く。）の故障や障害の発生時において原因把握や各種復旧作業を実施するとともに、再発防止策を講じること。

(イ) 故障、障害発生後の復元手順を報告書としてまとめるとともに、定期的に故障、障害発生時の復元処理等について確認すること。

(ロ) 非常時に備え、データ、設定ファイル及びログのバックアップ等をデータセンター（メインサイト及びリモートサイト）に常時3世代分（日次処理3回分）保存すること。なお、バックアップデータをVPN回線によりネットワーク経由で保存すること。また、バックアップストレージ及び遠隔バックアップストレージへのバックアップに当たり、バックアップ内容の改ざん防止、暗号化対策を行うこと。その他バックアップ内容の部外への漏洩、流出がないように必要な処置を講じること。

(ハ) 故障・障害が発生し、機器、内部部品、周辺機器等の交換修理が発生した場合には、速やかに県へ報告し協議の上で対応すること。

(ニ) 機器等について、安定稼働を図るため適正なレベル（年1回程度）で定期点検を実施すること。定期点検で、故障・障害の予兆が確認できた場合は、速やかに県に報告し必要な処置を講じること。

(4) 業務支援等

ア 業務支援

(ア) 県からの技術的な質問及び運用管理上の問い合わせ（エラー修正方法等）や作業依頼（データ更新・データ加工等）に、県が指定する期日までに対応すること。

(イ) ジョブ実行スケジュールの設定、変更等の運用管理上の支援を行うこと。

イ 県からの依頼作業

(ア) 県からの作業依頼書を基に、県が指定する期日までにデータの調査・抽出・加工等必要な作業を行うとともに、技術的な支援を実施すること。

(イ) 定期及び随時の人事異動に伴うシステム対応（年度切替作業等）について、県と協力し作業及び支援を実施すること。

(5) 業務機能変更等

ア Windows11 機能更新プログラムをシステム利用端末（Windows11 端末）に適用した際に、システムが正常稼働するよう、必要となる評価、機能変更を行うこと。

イ その他システム機能の変更又は追加を行う場合は、県と協議し、要件確定、仕様書等の作成を行い、標準的な技術を使用した汎用性のあるプログラムを作成すること。

ウ 十分なテストを実施し、テスト結果について県へ報告し承認を得た上で、システムへの導入を県が指定する期日までに行うこと。

エ システムの変更、追加を行った全ての事項（ドキュメントの作成も含む）は、

本委託業務終了時に、円滑な引き継ぎが行え、受託事業者とは別の事業者であっても支障なく運用・保守ができるようにするため、その内容（原因、日時、作業責任者名、変更前の状況等）及び箇所が明確で容易に把握できる構成とすること。

(6) 処理状況の調査

県が必要であると認めた時には、受託事業者は受託業務の処理状況を報告すること。

(7) 委託業務実績報告

毎月、委託業務月例報告書及び日別業務実施状況を県に提出し、承認を受けること。

別紙 8 セキュリティの仕様

1 目的

受託事業者は、個人情報保護に関する法令、福島県情報セキュリティポリシー等の関連規程及び次の事項を遵守し、本委託業務の遂行に伴う個人情報等の情報資産の管理を適正かつ厳格に行うこと。

なお、本セキュリティ要件に記載のない事項で、県が必要と認めた事項については、受託事業者と協議の上、決定する。

2 情報資産

情報資産とは、本委託業務を行うに当たって、県より提示された情報（紙媒体、磁気媒体、ハードウェアに記録されているデータ等）及び県より提示された情報をもとに受託事業者が加工した情報のうち個人情報、内部機密情報及び県が重要と判断したものをいう。

(1) 情報の管理

- ア 受託事業者は、福島県情報セキュリティポリシー及び庶務システム情報セキュリティ実施手順を遵守すること。
- イ 受託事業者は、情報セキュリティに関する契約事項について本委託業務に携わる者に対する研修を実施し、趣旨及び内容を周知すること。
- ウ 受託事業者は、再委託を行う場合には、再委託先についても、情報セキュリティに関する契約事項を遵守させること。
- エ 個人情報等を扱う場所での入退室管理を厳格に行うこと。
- オ 本委託業務に携わる者は、本委託業務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とすること。
- カ 本委託業務が終了した際には、本委託業務の遂行に際し、県から提供された資料及び蓄積されたドキュメント、データ等を県に引き渡すとともに、業務の円滑な引き継ぎを行うこと。
- キ 本委託業務の遂行に当たり、県から提供された個人情報、県に係る情報等について、県の承諾がない限り、複写・複製しないこと。
- ク 本委託業務において個人情報保護に係る関係規程等に違反する事態が生じ、または生じる恐れがあることを知った場合は、速やかに県に対しその旨を報告し、指示に従うこと。
- ケ 県が必要と認めた時は、個人情報等の取り扱いや情報セキュリティポリシーの遵守状況等について受託事業者から報告を求め、実地検査を行うことができることとする。なお、実地検査の実施に当たっては、最短で 10 営業日前に通知するものとする。
- コ 福島県情報セキュリティポリシー等が遵守されなかった場合、損害賠償の対象とし、県と受託事業者の協議により損害賠償額を決定することとする。
- サ 県は、本委託業務に係る事故等について公表できるものとする。

(2) 物理的・技術的セキュリティ要件

- ア サーバ等の機器は、盗難防止対策のため、鍵付のラックに収納するなど適切な

- 措置を施すこと。なお、ラックには、吹き上げ式の空調設備を備えること。
- イ 機器等の配線は、断線防止及び引っ掛け防止のため、床下配線とすること。
- ウ サーバ故障時にあってもサービスを継続させるため、主要なサーバ及び接続機器は、アクティブ-ホットスタンバイ構成等による冗長構成とすること。なお、同一物理サーバ内の別な仮想サーバによる冗長構成であっても構わないものとする。
- エ ストレージ故障時にあってもサービスを継続させるため、主要なサーバにおけるストレージは、1つ以上のパリティを持つ RAID 構成とすること。
- オ システム設定ファイルについて改ざん防止のため、事前に保存していた設定ファイルとタイムスタンプ及びファイルサイズの比較を行い（1回/年）、差異がある場合は、詳細な調査を実施すること。
- カ システムの死活確認は、常時監視することとし、システムが無反応の場合は、ログに記録するとともに、電子メールで保守担当に通知するなど適切な対応を行うこと。
- キ ログインの記録（日時、ID 及び IP アドレス）をログに取得すること。
- ク システムへの不正アクセス検出のため、アクセスログを1回/四半期毎に解析し、県が提示する異常パターンが抽出された場合、報告すること。
- ケ 機器の時刻については、県が指示する NTP サーバにより継続的に時刻同期を行うこと。
- コ サーバ等の管理機器については、ファイアウォールを設置し、プロトコル・ポート制限により必要のない通信は拒否すること。

3 アカウント関係

- (1) ID（管理者用 ID を含む。）共有の禁止
- 「情報セキュリティ事案発生時に操作者を特定できるようにするため」、また、「共有しやすいように、関係者なら誰もが思いつく符丁的な安易なパスワードを利用しないため」、1 利用者につき 1 アカウント発行するものとし、アカウントの共有は行わないこと。
- (2) パスワードの文字数制限、単語制限
- 管理用アカウントに推測可能なパスワードを用いることを防ぐため、管理用アカウントのパスワードの変更時に 8 文字以上でなければ、受け付けず、その旨表示し、再度、入力を求めること。
- (3) サーバに保存されたパスワードの暗号化等
- サーバ等に認証等の用途で保存されるパスワードについては、ハッシュ値で保存し、運用管理者であってもパスワードを参照・解読出来ないようにすること。

別紙9 サービスレベルの仕様

1 サービスレベル協定の締結

受託事業者は、契約締結後、サービスレベル項目とその基準値について調査、検討を行い、サービスレベル協定仕様書案を作成し、令和9年7月1日のシステム稼働前に県とサービスレベル協定を締結すること。また、サービスレベル協定を満たすことができなかった場合の委託料減額ルールについても、あわせて決定すること。

次に基準値を定めるべきと考えるサービスレベル項目と最低保証値等（想定）を示す。

＜基準値を定めるべきと考えるサービスレベル項目と最低保証値＞

サービスレベル項目		内 容	保証値
可用性	稼働率	システムのサービス提供予定時間のうちサービスを提供できなかった時間を除く時間の割合	99.0%以上
性能	オンライン応答時間遵守率	端末からの要求に対して、アプリケーション等からの応答時間が、あらかじめ定めた時間内で応答を得た回数の割合	5秒以内 80%以上
運用・保守	運用・保守管理窓口の受付時間	運用・保守管理窓口のサービス提供時間	平日の午前8時30分～午後5時15分
	障害保守サービス期間	障害の対応(切分け、調査、障害解決等)を行う時間帯	24時間 365日常時(計画停止は除く。)
	障害報告時間	障害が検知された日時から、障害を県(管理者)に報告した日時までに要した時間	障害検知から30分以内
	障害対応時間	障害が検知された日時から、障害対応を開始した日時までに要した時間	障害検知から2時間以内(業務運用時間外に検知された障害は除く。)
	データセンター(リモートサイト)サービス期間	サービス提供時間	24時間 365日常時(計画的停止・緊急メンテナンスは除く。)
	データセンター(リモートサイト)サービス停止対応時間	サービス停止が検知された日時から、サービス再開した日時までに要した時間	サービス停止検知から72時間以内

2 サービスレベルの測定

サービスレベルの測定は、月毎に行うこと。また、必要に応じてサービスレベルを測定するソフトウェア等を調達、設定等し、サービスレベル協定で定義する各項目を測定すること。測定結果については書面で県に報告することとし、サービスレベルの基準値に達しない場合は減額する。

3 サービス品質の測定方法（想定）

(1) 各サービス品質測定

ア 稼働率

稼働率は、「サービス提供予定時間からサービスがトラブル等によって提供できなくなった時間を除いた時間の割合」を想定する。なお、次の事項を考慮すること。

(ア) 業務機能別に設定すること。

(イ) サービス提供予定時間には、計画停止時間を除くこと。

(ウ) 同一の原因により、月末から月初にかけてシステム又は業務が停止した場合には、稼働率低下の結果を前月分にカウントすること。

イ オンライン応答時間遵守率

オンライン応答時間遵守率は、「端末からの要求に対して、サービスを提供しているアプリケーション等からの応答を得る所要時間が、予め定めた時間内で応答を得た回数」の割合とする。

ウ 障害報告時間

障害報告時間は、「障害が検知された日時(障害検知時刻)から、障害を県の管理者(または管理担当者)に報告した日時(障害報告時刻)までに要した時間」とする。

エ 障害対応時間

障害対応時間は、「障害が検知された日時(障害検知時刻)」から、障害対応を開始した日時(障害対応開始時刻)までに要した時間」とする。

オ サービス停止対応時間

サービス停止対応時間は、「サービス停止が検知された日時(サービス停止検知時刻)」から、サービス再開した日時(サービス再開時刻)までに要した時間」とする。

(2) サービス品質計算上の除外項目

サービス品質の測定に当たり、次の要因による場合は県に報告することとし、除外要因に該当すると認められる場合は、測定対象から除外することとする。

ア 庁内ネットワークが提供する機能に基づく事項及びその機能の影響による場合

イ 福島県庶務システム以外のシステム等の要因により、福島県庶務システムに影響があった場合

ウ 福島県庶務システムの運用に関し、下記に起因する障害があった場合

(ア) インフラ災害(火事等建築物に関する災害を含む)

(イ) 地震、雷等の自然災害

(ウ) 県の過失または故意による災害

エ 障害告知、復旧等に関し、下記に該当する場合

(7) 県側の事由によって障害復旧、データセンター（リモートサイト）サービス再開が行えなかった場合

(イ) 県側の事由によって障害通知を受け取ることができなかった場合

(ウ) 県側の事由によって障害監視、データセンター（リモートサイト）サービス停止検知ができなかった場合

4 減額ルール(想定)

(1) 減額率

<稼働率>

稼働率	減額率
99%以上	0%
97.5%以上 99%未満	1%
96%以上 97.5%未満	5%
95%以上 96%未満	10%
90%以上 95%未満	20%
90%未満	50%

<オンライン応答時間遵守率>

遵守率	減額率
80%以上	0%
75%以上 80%未満	1%
70%以上 75%未満	5%
65%以上 70%未満	10%
50%以上 65%未満	20%
50%未満	50%

(2) 減額する額の算定方法

ア (1)の減額率は運用・保守経費に適用することとし、機器の利用経費等は除くこととする。

イ 減額する額の算定は「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」（昭和25年法律第61号）の規定に基づくこととする。

(3) 除外事項

ア 福島県庶務システム以外のシステム等の要因により、未達成項目が生じた場合は除外する。

イ 甲の事由によって未達成項目があった場合は除外する。

ウ その他サービスレベルの担保措置等については、契約書第34条の規定による。

5 サービスレベル協定の見直し

協定書に記載の内容及びサービスレベルについては、県と受託事業者の合意の上、随時変更できるものとする。

別紙10 スケジュール（案）

項目	令和7年度										令和8年度												令和9年度					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
機器等調達				→																								
機器等設計・構築		→																										
臨嘱機能設計・製造・試験		→																										
プログラムコンバージョン											→																	
データ移行																→						→				→		
検証																						→						
修正対応																						→						
納品対応																									→			
新・旧システム並行稼働																							→					

項目	令和9年度									令和10～13年度										令和14年度		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	4月	5月
新システム運用・保守	→																					

別紙11 積算項目表

○総括表

項	区分	数量	単位	金額 (円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	計	備考
					-	-	9	12	12	12	12	3	60	
1	サーバ等機器更新作業費													
1	機器等更新作業	1.00	式	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
2	臨囁パッケージ導入作業	1.00	式	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
3	業務アプリケーション移行作業	1.00	式	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
4	共通作業	1.00	式	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
5	機器等設置・撤去作業	1.00	式	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
2	機器等利用料													
1	機器等の利用料	60	月	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
2	機器等の保守料	60	月	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
3	運用・保守作業													
1	システム運用支援作業	60	月	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
2	業務機能変更作業	60	月	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
	合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	消費税及び地方消費税													
1	消費税	10	%	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	総計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	

1 サーバ等機器更新作業

項	工程	PM	計	PL	計	メンバ1	計	メンバ2	計	工数 人月	総計
		0		0		0		0			
1-1 機器等更新作業											
1	概要設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	ネットワーク設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	機器・P P設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	機器設定（構築）	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	単体テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	総合テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	他システム連携テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	運用設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	P P設定	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	運用テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	システム性能評価・改善	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
1-2 臨嘱パッケージ導入作業											
2	概要設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	詳細設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	開発・単体テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	結合テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	総合テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
1-3 業務アプリケーション移行作業											
3	A P移行設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	A P移行環境構築	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	A P移行テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	A P移行・修正	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	データ移行設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	データ移行環境構築	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	データ移行・修正	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	A P性能評価・改善	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	総合テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	運用テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	他システム連携テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
1-4 共通作業											
4	並行稼働対応	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	本番立会い	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	プロジェクト計画・管理	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	ドキュメント整備	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0

項	区分	詳細	数量	単位	単価	計
1-5 機器等設置・撤去作業						
1	サーバ等設置費	ラックへサーバ等の設置	15	台	0	0
2	ケーブル配線	ラック内LANケーブル配線	1	式	0	0
3	ラック改良工事	メインサイト（FAN付け替え、その他改良）	1	式	0	0
4	電源工事	メインサイト分電盤よりラックまでの配線	1	式	0	0
5	一般管理費	作業管理・ドキュメント整備	1	式	0	0
6	サーバ等撤去費	ラックからサーバ等の撤去	15	台	0	0
7	配線撤去	敷設したLANケーブルの撤去	1	式	0	0
8	搬出・物流費	機器搬出・処分費	1	式	0	0
9	データ消去費	HDDのデータ消去実施	1	式	0	0
10	一般管理費	作業管理・ドキュメント整備	1	式	0	0
11	VPN開設費	基本工事費+交換機等工事費	2	式	0	0
12	VPN参加申し込み	基本工事費+交換機等工事費	2	式	0	0

2 機器等利用料

項	区分	数量	単位	月額利用料
2-1 機器等の利用料				
1	仮想化Web・APサーバ	4	式	0
2	データベースサーバ	2	式	0
3	テストサーバ兼バックアップサーバ	1	式	0
4	業務ストレージ(増設筐体を含む)	1	式	0
5	運用管理サーバ	1	式	0
6	バックアップストレージ	1	式	0
7	ファイアウォール	2	式	0
8	負荷分散装置	2	式	0
9	レイヤー2スイッチ	6	式	0
10	VPNルーター	5	式	0
11	ラック関連機器	1	式	0
12	保守端末	5	式	0
13	バーコードリーダー	20	式	0
14	遠隔バックアップサービス	1	式	0

項	区分	数量	単位	月額保守料
2-2 機器等の保守料				
1	仮想化Web・APサーバ	4	式	0
2	データベースサーバ	2	式	0
3	テストサーバ兼バックアップサーバ	1	式	0
4	業務ストレージ(増設筐体を含む)	1	式	0
5	運用管理サーバ	1	式	0
6	バックアップストレージ	1	式	0
7	ファイアウォール	2	式	0
8	負荷分散装置	2	式	0
9	レイヤー2スイッチ	6	式	0
10	VPNルーター	5	式	0
11	ラック関連機器	1	式	0
12	保守端末	5	式	0
13	バーコードリーダー	20	式	0
14	遠隔バックアップサービス	1	式	0

3 運用・保守作業

項	作業区分	工程	管理技術者1	計	管理技術者2	計	運用技術者1	計	運用技術者2	計	工数	総計	月 額
			0		0		0		0		人月		
3-1 システム運用支援作業													
1	運用支援 (年間)	システム運用	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		システム環境維持	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		故障・障害等対応	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		業務支援	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		実績報告等対応	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		プロジェクト管理	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0

項	作業区分	工程	PM	計	PL	計	メンバ1	計	メンバ2	計	工数	総計	月 額
			0		0		0		0		人月		
3-2 業務機能変更作業													
2	業務機能変更 (年間)	概要設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		詳細設計	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		開発・単体テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		結合テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		総合テスト	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		リリース	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		その他作業	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
		プロジェクト管理	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0

(注) 各技術者の主な役割は、次のとおりである。

PM	<ul style="list-style-type: none"> システム開発計画の全体構想、プロジェクト体制の構築及び後工程のプロジェクト管理指標決定を行う。 プロジェクトのスケジュール、必要コスト等の管理及びプロジェクト全般の意志決定を行う。 開発に必要な資源の供給・管理及びプロジェクトの進捗管理、コスト管理、成果管理を行う。 成果物管理及びコスト評価などプロジェクト全体の評価を行う。
PL (旧SE1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務のモデル化、情報システム化の計画を策定する。 システムの機能設計及びシステムの具体化の中心的役割を担う。 テスト環境整備等とシステム全体のテスト・評価及びマニュアル作成等の中心的役割を担う。 システム運用・保守に当たってのシステム変更の支援を行う。
プロジェクトメンバ1 (旧SE2)	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計を基にした詳細設計の中心的役割を担う。 ソフトウェアテストの中心的役割を担う。
プロジェクトメンバ2 (旧PG)	<ul style="list-style-type: none"> プログラミングの中心的役割を担う。 プログラムモジュールやプロセスごとのテストを実施する。
運用技術者1	<ul style="list-style-type: none"> システム運用業務(システムの監視・操作・障害の一時対応・専門部署への解決依頼・ヘルプデスクなどの業務)について単独又は下位者に指示のうえ作業を行う。
運用技術者2	<ul style="list-style-type: none"> システム運用業務について上位者の指導の下で作業を行う。
管理技術者1	<ul style="list-style-type: none"> 運用リスク管理の側面からの各種作業(問題管理・アクセス管理・変更管理・セキュリティ管理等)を単独で又は下位者に指示のうえ行う。
管理技術者2	<ul style="list-style-type: none"> 運用リスク管理の側面からの各種作業を上位者の指導の下で行う。

(参考)システム概念図

